

6 輸国第3105号

関税割当公表第TWQ-JP12号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和7年度以降各年度の粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となる粉乳のうち、チョコレートの原料として使用するもの（以下「CPTPP産粉乳（チョコレート原料用）」という。）の各年度における関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年12月13日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

CPTPP産粉乳（チョコレート原料用）（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP12の粉乳であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402・21号の1に掲げる物品のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び

同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のものであり、チョコレートの原料として使用するもの)

- 2 各年度における合計割当数量 令和7年度 48,000 t
令和8年度 52,000 t
令和9年度 56,000 t
令和10年度以降の各年度 60,000 t

- 3 各年度における通関期限 関税割当証明書の割当年月日の属する年度の
末日

第2 関税割当申請書受付の担当課 (以下「受付担当課」という。)

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。

- 1 各年度における提出期間

(1) 第1回割当て

期間開始日 関税割当てを希望する年度 (以下「割当年度」という。) の
前年度の1月第2火曜日

期間終了日 期間開始日の4週間後の週の月曜日

(2) 第2回割当て

期間開始日 7月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(3) 第3回割当て

期間開始日 12月第2火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。

(2) 及び (3) の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当

てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）と各提出期間の開始日の4週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。

なお、(2) 及び (3) の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の2週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、チョコレートの製造設備を有する者であって、割当てを受けたCPTPP産粉乳（チョコレート原料用）をチョコレートの原料として使用することが確実と認められる者
- 2 割当年度の前年度又は割当年度において、第14の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

- 2 書面による提出

関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数は1通とし、関税分類番号（040221, 132、040221. 142）ごとに提出するものとする。

- (1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

- (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第４の１の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 菓子係宛

3 電子メールによる提出

件名を「TWQ-JP12号関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、第７の提出書類を添付の上、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。

(宛先)

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第７ 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第１）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

2 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（法人格を有さない団体の場合は団体規約の写し、個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、割当年度の前年度に本関税割当ての関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

3 割当年度の前年度の粉乳等使用実績数量等一覧表（別記様式１）

4 割当年度の粉乳等使用計画数量等一覧表（別記様式２）

5 下記の書類及び資料

- (1) チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類
- (2) 工場配置図（紙で提出する場合に限り、縮尺を千分の一とする）
- (3) 製造機械配置略図（紙で提出する場合に限り、縮尺を千分の一とする）
- (4) 工場工程見取図
- (5) チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式３）

ただし、割当年度の前年度に、無糖ココア調製品（チョコレート原料用）又は粉乳（チョコレート原料用）の関税割当ての実績を有する者であって、申請時点において(1)から(5)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(5)までの書類の添付を必要としない。

6 輸入商品説明書（別記様式4）

7 この関税割当てにより割当てを受けたCPTPP産粉乳（チョコレート原料用）を当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書（別記様式5）

8 農林水産省共通申請サービスによる申請以外の場合は、関税割当て証明書送付先及び申請に係る問い合わせ先（別記様式6）

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、第1の2に掲げる合計割当数量の範囲内であり、かつ、第7により提出された国産粉乳の使用見込み数量（脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量）に3を乗じて得られる数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの国産粉乳の使用見込みに対して重複した関税割当て申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当て申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる各年度における合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

2 第4の1の(2)及び(3)の割当て

第4の1の(2)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、第4の1に基づき公表された割当可能数量の範囲内であり、かつ、第7により提出された国産粉乳の使用見込み数量（脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量）に3を乗じて得られる数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの国産粉乳の使用見込みに対してに対して重複した関税割当申請書を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知

1 (1) 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書を割当年度の4月1日付で発給する。

ただし、割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

割当結果は、割当年度の初日の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、割当年度の4月1日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

1 (2) 第4の1の(2)及び(3)の割当て

原則として各提出期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおい

て公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

第10 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

- (1) 割り当てた数量
- (2) 返還された数量
- (3) 消化(割当)率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）
- (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

1 第4の1の(1)に掲げる期間に申請を行い割当てを受けた者で、第4の1の(1)に掲げる期間の申請の際提出した別記様式1粉乳等使用実績数量等一覧表の内容について割当年度の前年度3月末時点で変更がある場合、当該書類を割当年度4月11日までに、受付担当課に提出するものとし、変更がない場合、割当年度4月11日までに、受付担当課にその旨報告するものとする。（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）

2 割当てを受けた者は、「令和6年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（令和6年3月11日付け5輸国第4471号関税割当公表第69号）の第11

に記載のある無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則り、C P T P P産粉乳（チョコレート原料用）の使用台帳の写し等を、割当年度の翌年度4月11日までに受付担当課に提出するものとする。（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）

- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従った場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 関税割当て証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当て証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当て証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当て証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当て証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当て証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当て証明書の有効期間が経過したとき。

- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当て証明書の有効期間満了日の前に関税割当て証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当て証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当て証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当て証明書を返納する場合「関税割

当数量の返還について」（別記様式7）

- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」（経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第1）

- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第13 用途外使用等の制限

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用（又は販売）し、若しくはこれらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡（以下「用途外使用等」という。）し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。
- 2 1の事前相談後に、税関へ用途外使用等に係る承認申請を行い、税関長の承認を受けたときは、申請者に交付された「用途外使用等承認申請書」（T-1140）の承認書用の写しを添えて、受付担当課へ速やかに報告するものとする。

第14 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された

者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第15 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 関税割当証明書とともに交付された輸入商品説明書は、輸入申告時に関税割当証明書に添付し、税関に提出すること。なお、やむを得ない理由により当該輸入商品説明書と異なる物品を輸入しようとする場合は、関税割当

証明書の再交付を要するものとし、関税割当申請書、再交付理由書（記載要領様式第1）に、関税割当証明書の原本、承認済みの輸入商品説明書の原本及び変更後の輸入商品説明書を添えて、受付担当課に提出し、再交付を受けなければならない。ただし、当該再交付手続の期限は、関税割当証明書の有効期間内における2月末日までとする。

- 5 割当年度に割当てを受けた者のうち、同年度の割当数量の合計が、国産粉乳の使用実績数量に3を乗じて得られる数量を超過する場合は、原則として、本公表第14の2の「本公表の定めに違反したとき」に該当するものとする。ただし、割当年度の第3回割当て申請期間開始日の4週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された割当数量は、同年度の割当数量の合計に含めないものとする。
- 6 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
- 8 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- 9 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。

<注> 本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量を算定するための換算係数については、CPTPP第2章附属書2-D付録A第B節に掲げるTWQ-JP12の内容に従うものとする。

関税分類番号	TWQ-JP12に基づく全乳換算係数
040221.132	8.9
040221.142	13.43